

家庭教育の総合的推進に基づいた施策の充実を求める意見書

世界平和統一家庭連合（旧統一教会）が推進する家庭教育支援法ではなく、国で進めている家庭教育の総合的推進に基づいた施策を充実するよう、地方自治法第99条の規定により、国に対し意見書を提出する。

令和4年12月20日提出

一宮市議会議員 伊藤 裕通  
一宮市議会議員 服部 修寛  
一宮市議会議員 後藤 美由紀  
一宮市議会議員 宇山 祥子

提案理由

世界平和統一家庭連合（旧統一教会）が推進する家庭教育支援法ではなく、国で進めている家庭教育の総合的推進に基づいた施策を充実するよう、本案を提出する。

## 家庭教育の総合的推進に基づいた施策の充実を求める意見書

今日、核家族化の進行と地域社会の絆の希薄化など、家庭をめぐる社会的な変化は著しく、子供に対する過保護、過干渉、放任など、家庭教育力の低下が強く指摘され、極めて憂慮されるところとなっている。

警察庁の発表によると、児童虐待事件の検挙件数は年々増加し、令和3年は2,174件に上るなど一層深刻さを増しており、このような状況は一刻も早く解決されなければならない。

現在、児童福祉法や児童虐待防止法の改正など、後を絶たない児童虐待問題への対策が強化されているものの、より本質的な解決が求められている。

日本の教育に関する根本的・基礎的な法律である教育基本法第10条によると「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と、国及び地方公共団体の役割についても規定されている。

よって、国におかれては、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）が推進する家庭教育支援法ではなく、現行の民法、教育基本法、児童福祉法、次世代育成支援対策推進法を踏まえ、令和5年4月から施行されるこども基本法による家庭教育の総合的推進に基づいた施策を充実させるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月20日

一宮市議会

提出先

内閣総理大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 衆議院議長 参議院議長